

金融機関向け IFRS ニュース 2021 年 5 月

上記をクリックで、トーマツの HP へ

デロイトが発信する [IAS Plus](#) の情報等のうち、特に金融機関に関連性の高い情報（IFRS 関連に加え、日本基準や USGAAP 関連であっても関心が高そうな情報を含む）を日本語で集約しております。なお、公式の翻訳ではありませんので、参考情報としてご利用ください。時制は、各記事の掲載時点のものとなります。本文中の団体・組織名の略称については、末尾の [< 凡例 >](#) をご参照ください。

< 今月のハイライト >

◆金融商品

- [デロイトによる『IFRS 第 9 号「金融商品」 - 2021 年第 1 四半期決算のアップデート：終焉の幕開け？』（損失評価引当金の動向及び今後の見通し）の掲載](#)
デロイト英国事務所は、2021 年第 1 四半期決算における英国の銀行の損失評価引当金の動向及び今後の見通しに関する記事を掲載し、見通しの改善により引当金の取り崩しが始まる可能性を示唆しつつも、取り崩しが比較的小さいことから、警戒感は今後も続くであろうとの考察を示しています。
- [バーゼル銀行監督委員会による『貸倒引当金の景気循環増幅効果（procyclicality）に関する文献レビュー』の公表](#)
バーゼル銀行監督委員会は、予想信用損失基準が景気循環増幅効果に及ぼす影響について、健全性に係る政策立案者の視点から明らかにする文献レビューを公表しました。ここでは、規制上の介入の必要性を評価する前に、予想信用損失基準に基づく損失認識の実務及びこれらが銀行の融資行動にどの程度影響するかについてより確かな証拠を確立する必要がありますとされています。

◆サステナビリティ

今月も欧州を中心に活発な動きがありました。[国際評価基準委員会（IVSC）が「ESG 価値創造を評価するためのフレームワーク」を公表し、国際会計士連盟（IFAC）はサステナビリティ関連情報を報告するためのビルディング・ブロック・アプローチを提示](#)しています。また、[デロイト英国事務所からはサプライチェーンにおける新たなリスクに対応するために銀行が果たし得る役割について概説した記事が発行](#)されています。様々な団体から IFRS 財団による国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立が支持されており（今月は[証券監督者国際機構（IOSCO）が支持](#)）、今後も IFRS 財団の動きが注目されます。

◆保険契約

- [IASB が IFRS 第 17 号「保険契約」の考え得る狭い範囲の修正を支持](#)
IASB は、IFRS 第 17 号「保険契約」及び IFRS 第 9 号「金融商品」の適用開始時における、認識の中止を行った金融商品の会計処理について議論を行いました。今回の議論は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を継続して適用するこ

とにより生じ得る比較情報の表示における金融資産と保険契約負債との会計上のミスマッチについて、保険会社により懸念が提起されていたことが背景にあります。IASB は、IFRS 第 17 号に狭い範囲の修正を行うことを支持しました。

< 今月の記事一覧 >

カテゴリー	発信元 (※1)	記事のタイトル (※2)
金融商品	【DTT】	『IFRS 第 9 号「金融商品」 - 2021 年第 1 四半期決算のアップデート：終焉の幕開け?』（損失評価引当金の動向及び今後の見通し）が掲載されました。
	【BCBS】	バーゼル銀行監督委員会が、『貸倒引当金の景気循環増幅効果（procyclicality）に関する文献レビュー』を公表しました。
サステナビリティ	【DTT】	『IFRS in Focus - IFRS 財団の評議員会は、国際サステナビリティ基準審議会に対応するために IFRS 財団の定款の修正を提案する』が掲載されました。 『サステナブル・サプライチェーンへの移行を推進する上で銀行はどのような役割を果たすことができるか』が掲載されました。
	【IOSCO】	証券監督者国際機構（IOSCO）の副議長が、IFRS 財団のサステナビリティに係る取組みを IOSCO が支持する理由及びその方法について説明しました。 証券監督者国際機構（IOSCO）の円卓会議にて国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が強く支持されました。
	【IVSC】	国際評価基準委員会（IVSC）が、ESG 及び企業価値評価に関する 2 つ目のパースペクティブ・ペーパーを公表しました。
	【EC & EFRAG】	欧州委員会（EC）が、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）に対し欧州サステナビリティ基準の作業を開始するよう要請しました。
	【EC】	企業サステナビリティ報告指令案及び今後の進め方に関する欧州委員会（EC）会議が開催されました。
	【IFAC】	国際会計士連盟（IFAC）が、サステナビリティ関連情報を報告するためのビルディング・ブロック・アプローチを奨励しました。
保険契約	【IASB】	IASB が IFRS 第 17 号「保険契約」の考え得る狭い範囲の修正を検討します。 IASB が IFRS 第 17 号「保険契約」の考え得る狭い範囲の修正を支持しました。
	【DTT】	デロイトが、リース料に対する還付されない付加価値税に関する IFRS 解釈指針委員会（IFRS IC）の暫定的なアジェンダ決定についてコメントしました。
リース	【DTT】	デロイトが、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューについてコメントしました。
企業結合	【DTT】	『A Closer Look - SPAC（特別買収目的会社）』が掲載されました。
連結	【DTT】	デロイトが、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューに係る情報要請に回答しました。
	【ASBJ】	ASBJ が、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューに係る情報要請に回答しました。

表示及び 開示	【DTT】	『IFRS のコンプライアンス、表示及び開示のチェックリスト（2021 年）』が掲載されました。
		『IAS 第 34 号のコンプライアンス・チェックリスト（2021 年）』が掲載されました。
	【ASBJ】	デロイトが、当初認識時に金融負債に分類されるワラントの会計処理に関する IFRS 解釈指針委員会（IFRS IC）の暫定的なアジェンダ決定についてコメントしました。
		公開草案「IFRS 基準における開示要求 - 試験的アプローチ」の日本語訳が公表されました。
【IASB】	IASB が公開草案「IFRS 基準における開示要求 - 試験的アプローチ（IFRS 第 13 号「公正価値測定」及び IAS 第 19 号「従業員給付」の修正案）」についてフィールドワークを実施します。	
【IFRS Foundation】	IFRS 財団が IFRS 基準における開示要求に関する公開草案に関するウェブセミナーを開催します。	
繰延税金	【DTT】	『IFRS in Focus – IASB、単一の取引が生じる資産および負債に係る繰延税金について IAS 第 12 号を修正』が掲載されました。
会議	【IASB】	2021 年 5 月の IASB 会議の事前会議要約（DTT 作成）が掲載されました。
ワーク・プラン	【IASB】	IASB がワーク・プランを更新しました - 変更点の分析（2021 年 5 月の会議）
コンバー ジェンス	【ASBJ】	第 457 回企業会計基準委員会の概要（IASB ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」、IASB 情報要請「第 3 次アジェンダ協議」及び投資信託の時価の算定に関する取扱いを含む）が公表されました。
		第 456 回企業会計基準委員会の概要（投資信託の時価の算定、及び IASB 情報要請「IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビューを含む）が公表されました。

※1 発信元の正式名称は末尾の<凡例>をご参照ください。

※2 <今月のハイライト>で個別に取り上げた記事を緑ハイライトしています。

<記事本文>

◆金融商品

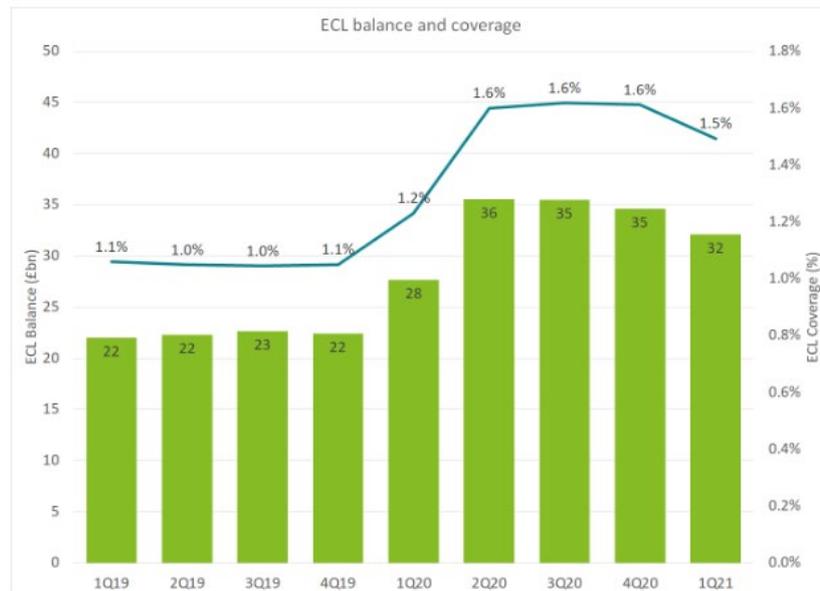
（2021 年 5 月 11 日）

[【DTT】『IFRS 第 9 号「金融商品」 - 2021 年第 1 四半期決算のアップデート：終焉の幕開け？』（損失評価引当金の動向及び今後の見通し）が掲載されました。](#)

デロイト英国事務所の金融業界の専門家による当記事では、2021 年第 1 四半期決算における英国の銀行の損失評価引当金の動向及び今後の見通しについて考察しています。

- 2021 年第 1 四半期では、見通しの改善により引当金の取崩し（又は非常に少額の積み増し）、予想信用損失（Expected Credit Losses：ECL）残高の減少、及びそれに伴う ECL カバレッジ（ECL／資産）の減少が見られた。
- ただし、政府の介入に支えられていることで信用パフォーマンスが良好でデフォルトへの流動性が低い状態にあり、信用リスクは依然として潜在している。

- (2021年第1四半期の結果は) 新型コロナウイルス感染症とIFRS第9号(への影響)の終焉の幕開け、及び企業が見通しの改善により自信を深めるにつれ更なる引当金の取崩しが始まることを示しているかもしれない。
- しかしながら、これまでの取崩し額は比較的小さく(約30億英ポンド、又は2020年第4四半期と比べ7%減)、企業は状況が万一変化した場合に再度引当金を積み増すことになるとの懸念から、引当金を取崩すことに消極的である可能性が高く、警戒感は今後も続くであろう。
- 結果、ECL残高は危機前の水準を約100億英ポンド上回っており、銀行が依然として相当程度の信用リスク(ローン残高の約45bp)を見込んでいることを示唆している。



(上記のグラフは当記事より抜粋)

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年5月25日)

[【BCBS】バーゼル銀行監督委員会が、『貸倒引当金の景気循環増幅効果 \(procyclicality\) に関する文献レビュー』を公表しました。](#)

バーゼル銀行監督委員会は、予想信用損失基準が景気循環増幅効果に及ぼす影響について、健全性に係る政策立案者の視点から明らかにすることを目的とした文献レビュー(全60ページ)を公表しました。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、予想信用損失基準の景気循環増幅効果の評価がより困難となっている。
- 会計基準に起因する景気循環増幅効果に対処するための規制上の介入の必要性を評価する前に、予想信用損失基準に基づく損失認識の実務及びこれらが銀行の融資行動にどの程度影響するかについて、より確かな証拠を確立する必要がある。

詳細は[こちら](#)(BISのウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

◆サステナビリティ

(2021年5月4日)

[【DTT】『IFRS in Focus - IFRS 財団の評議員会は、国際サステナビリティ基準審議会に対応するために IFRS 財団の定款の修正を提案する』が掲載されました。](#)

当ニューズレター（全7ページ）は、IFRS 財団評議員会による以下2つの公表物について概説しています。

1. 公開草案「IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するための IFRS 財団定款の目的を絞った修正案」
2. サステナビリティに係るコンサルテーション（グローバルなサステナビリティ基準に対する需要及び当該基準の策定において財団が果たす役割の評価を目的とするもの）に関するフィードバック・ステートメント「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」

当記事の原文の和訳は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年5月6日)

[【DTT】『サステナブル・サプライチェーンへの移行を推進する上で銀行はどのような役割を果たすことができるか』が掲載されました。](#)

デロイト英国事務所の金融業界の専門家による当記事では、サステナビリティに関する機運が高まる中、サプライチェーンにおける新たなリスクに対応するために銀行が果たし得る役割について概説しています。

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年5月10日)

[【IOSCO】証券監督者国際機構（IOSCO）の副議長が、IFRS 財団のサステナビリティに係る取組みを IOSCO が支持する理由及びその方法について説明しました。](#)

IOSCO の副議長は、2021年5月6日に欧州委員会の開催した会議において、IFRS 財団のサステナビリティに係る取組みを IOSCO が支持する理由及びその方法について説明し、企業価値報告が投資家保護の促進という IOSCO の使命の一部であることや、IOSCO が IFRS 財団のガバナンスを監督する役割を担っていること等を挙げました。

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年5月11日)

[【IOSCO】証券監督者国際機構（IOSCO）の円卓会議にて国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が強く支持されました。](#)

IOSCO が証券発行者のサステナビリティに係る開示に関する取組みを支援するため 2021年4月・5月に開催した国際的なステークホルダーとの2つの円卓会議にて、以下を含む議論が行われました。

- サステナビリティ報告に求められる緊急の改善を実現するために、現在のペースを持続し機運を生かすことの重要性が強調され、特に IFRS 財団の下に ISSB を設立することが支持された。

- 参加者からは、このビジョンを実現するために IOSCO 及び IFRS 財団と協力して取り組む意思が明確に示された。
- 既存の取組みを基礎とすることで、ISSB が質の高い国際的なサステナビリティに関する報告基準を適時に提供できるという包括的な合意がなされた。
- IOSCO が加盟機関に対して、ISSB 基準をクロスボーダーでの証券の売り出しに使用することや、国内でサステナビリティ報告に係る要求事項を設定することを推奨する際に考慮すべき重要な事項が識別された。

詳細は[こちら](#)（IOSCO のウェブサイト）

プレス・リリースの仮訳は[こちら](#)（金融庁のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

（2021 年 5 月 27 日）

[【IVSC】国際評価基準委員会（IVSC）が、ESG 及び企業価値評価に関する 2 つ目のパースペクティブ・ペーパーを公表しました。](#)

IVSC は、2021 年 3 月に公表した「[ESG と企業価値評価](#)」に続くパースペクティブ・ペーパー、「ESG 価値創造を評価するためのフレームワーク」（全 13 ページ）を公表しました。

当ペーパーの中で IVSC は、企業価値評価に対する環境（Environmental）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）の ESG 要素の影響を分析し、当該フレームワークがどのように資本配賦プロセスに組み込まれ、ESG 投資に大いに必要とされる財務規律をもたらすことができ得るかについて検討しています。

詳細は[こちら](#)（IVSC のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

（2021 年 5 月 17 日）

[【EC&EFRAG】欧州委員会（EC）が、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）に対し欧州サステナビリティ基準の作業を開始するよう要請しました。](#)

EC は、EFRAG に対し 2021 年 4 月に EC が公表した企業サステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive：CSRD）案の中で想定されている欧州サステナビリティ報告基準の作業に着手するよう書簡（全 2 ページ）を送りました。

詳細は[こちら](#)（EC のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

（2021 年 5 月 7 日）

[【EC】企業サステナビリティ報告指令案及び今後の進め方に関する欧州委員会（EC）会議が開催されました。](#)

EC は、2021 年 5 月 6 日の会議の中で、企業サステナビリティ報告指令案により 2022 年 12 月 1 日までに加盟国が同指令案を国内法に移行すること、及びこれから開発予定の欧州サステナビリティ報告基準を 2023 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用することが提案されていることについて、今後の進め方を議論しました。EC 委員から、時間が十分でない中、期限に間に合うように、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）内に新組織設立及び EU の非財務報告基準の開発作業を進めることを要請する予定があることが説明されました。

(2021年5月7日)

[【IFAC】国際会計士連盟 \(IFAC\) が、サステナビリティ関連情報を報告するためのビルディング・ブロック・アプローチを奨励しました。](#)

前回の[報告書](#)と同様に、IFACは今回の報告書でもIFRS財団の下での国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の設立を引き続き支援し、合わせて、サステナビリティ関連情報を報告するための改訂したビルディング・ブロック・アプローチを提示しています。

詳細は[こちら](#) (IFACのウェブサイト)

◆保険契約

(2021年5月18日)

[【IASB】IASBがIFRS第17号「保険契約」の考え得る狭い範囲の修正を検討します。](#)

IASBは、2021年5月24日 - 27日に開催されるIASB会議において、IFRS第17号「保険契約」及びIFRS第9号「金融商品」を最初に適用する際の、認識の中止を行った金融商品の会計処理について議論を行います。

< 論点 >

- 比較対象期間に金融資産の認識の中止を行った場合、比較対象期間の期首に金融資産と保険契約負債とで会計上のミスマッチが生じ得る。

< 背景 >

- 上述の金融資産について、比較情報の修正再表示が認められていないことにより、会計上のミスマッチが生じる。

< スタッフの提案 >

- IFRS第17号の適用開始時に比較情報を表示する目的で、企業が移行日からIFRS第17号の適用開始日までの間に認識を中止した金融資産を、純損益を通じて公正価値で測定することを選択可能とする。
- IFRS第9号の経過措置は変更しない。

詳細は[こちら](#) (IASBのウェブサイト)

(2021年5月27日)

[【IASB】IASBがIFRS第17号「保険契約」の考え得る狭い範囲の修正を支持しました。](#)

IASBは、2021年5月27日に開催された会議の中で、IFRS第17号「保険契約」及びIFRS第9号「金融商品」の適用開始時における比較情報の表示について検討を行った結果、IFRS第17号に狭い範囲の修正を行うことを支持しました。

今回の議論は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を継続して適用することにより生じ得る金融資産と保険契約負債との会計上のミスマッチについて、保険会社により懸念が提起されていたことが背景にあります。

スタッフは、今後の会議において詳細な考え得る狭い範囲の修正案を提示する予定としています。

[今月の記事一覧へ](#)

◆リース

(2021年5月25日)

[【DTT】デロイトが、リース料に対する還付されない付加価値税に関するIFRS解釈指針委員会\(IFRS IC\)の暫定的なアジェンダ決定についてコメントしました。](#)

2021年3月にIFRS ICが公表した、リース料に対して課される還付されない付加価値税を借手がどのように会計処理するのかに関する暫定的なアジェンダ決定について、デロイトがコメント・レター(全2ページ)を公表しました。

デロイトは、当論点に関する基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないというIFRS ICの決定を支持する一方、実務において不統一が生じるのを防止するため、アジェンダ決定がリース料に対して課される付加価値税の適切な取り扱いを示すべきであるとしています。

[今月の記事一覧へ](#)

◆企業結合

(2021年5月17日)

[【DTT】『A Closer Look - SPAC\(特別買収目的会社\)』が掲載されました。](#)

当ニュースレター(全8ページ)では、一部の法域において従来の新規株式公開に代わる選択肢として一般的になりつつある特別買収目的会社(Special-Purpose Acquisition Company: SPAC)に関連する財務報告上の論点を概説しています。

[今月の記事一覧へ](#)

◆連結

(2021年5月10日)

[【DTT】デロイトが、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューについてコメントしました。](#)

デロイトは、IFRS第10号、第11号及び第12号の適用後レビューに関してコメント・レター(全11ページ)を公表しました。

コメント・レターの中でデロイトは、これらの基準に重要な変更は必要ないとする一方、明確化及び／又は追加の例示的な事例が有用となり得る領域を示しています。

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年5月10日)

[【ASBJ】ASBJが、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューに係る情報要請に回答しました。](#)

ASBJは、IFRS第10号、第11号及び第12号の適用の経験について、財務諸表利用者、財務諸表作成者及び監査人に対して実施したアウトリーチの結果に基づき、適用後レビューに係るIASBの情報要請に回答（全22ページ）しました。

[今月の記事一覧へ](#)

◆表示及び開示

（2021年5月27日）

[【DTT】『IFRSのコンプライアンス、表示及び開示のチェックリスト（2021年）』が掲載されました。](#)

当チェックリスト（Excel形式）は、2020年12月31日時点で公表済みのIFRS基準書に示された認識、測定、表示及び開示に関する要求事項をまとめたものです。

[今月の記事一覧へ](#)

（2021年5月27日）

[【DTT】『IAS第34号のコンプライアンス・チェックリスト（2021年）』が掲載されました。](#)

当チェックリスト（Excel形式）は、2020年12月31日時点のIAS第34号「期中財務報告」に関する要求事項をまとめたものです。

[今月の記事一覧へ](#)

（2021年5月25日）

[【DTT】デロイトが、当初認識時に金融負債に分類されるワラントの会計処理に関するIFRS解釈指針委員会（IFRS IC）の暫定的なアジェンダ決定についてコメントしました。](#)

2021年3月にIFRS ICが公表した、特定の状況下において発行者がデリバティブ金融負債を当初認識後に資本に分類変更するか否かに関する暫定的なアジェンダ決定について、デロイトがコメント・レター（全2ページ）を公表しました。

デロイトは、当論点に関する基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないというIFRS ICの決定を支持するとしています。

[今月の記事一覧へ](#)

（2021年5月10日）

[【ASBJ】公開草案「IFRS基準における開示要求 - 試験的アプローチ」の日本語訳が公表されました。](#)

ASBJは、IASBが2021年3月に公表した公開草案「IFRS基準における開示要求 - 試験的アプローチ」について、日本語訳を公表しました。

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年5月7日)

[【IASB】IASB が公開草案「IFRS 基準における開示要求 – 試験的アプローチ \(IFRS 第 13 号「公正価値測定」及び IAS 第 19 号「従業員給付」の修正案\)」についてフィールドワークを実施します。](#)

IASB は、財務諸表作成者に対し、2021 年 3 月に公表した公開草案「IFRS 基準における開示要求 – 試験的アプローチ (IFRS 第 13 号「公正価値測定」及び IAS 第 19 号「従業員給付」の修正案)」に関するフィールドワークに参加し、公開草案における提案を検証するよう呼び掛けています。

詳細は[こちら](#) (IASB のウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年5月10日)

[【IFRS Foundation】IFRS 財団が IFRS 基準における開示要求に関する公開草案に関するウェブセミナーを開催します。](#)

IASB は、公開草案「IFRS 基準における開示要求 – 試験的アプローチ (IFRS 第 13 号「公正価値測定」及び IAS 第 19 号「従業員給付」の修正案)」に関するウェブセミナー・シリーズを開始し、初回は 2021 年 5 月 19 日 (水) にタイム・ゾーンを考慮し以下 2 つのセッション (内容は同じ) を開催します。

- 9 時 - 10 時 (英国夏時間)
- 15 時 - 16 時 (同上)

詳細は[こちら](#) (IASB のウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

◆繰延税金

(2021年5月7日)

[【DTT】『IFRS in Focus - IASB、単一の取引から生じる資産および負債に係る繰延税金について IAS 第 12 号を修正』が掲載されました。](#)

当ニュースレター (全 4 ページ) は、IASB が 2021 年 5 月に公表した「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」(IAS 第 12 号の修正) について解説しています。

本修正は、リース及び廃棄義務のような取引における繰延税金を会社がどのように会計処理するかを明確化することを目的に、IAS 第 12 号の当初認識の免除に対する例外を導入し、2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効され、早期適用が認められます。

当ニュースレターの和訳は[こちら](#) (トーマツのウェブサイト)

IASB の IAS 第 12 号の修正のプレス・リリースの日本語訳は[こちら](#) (ASBJ のウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

◆会議

(2021年5月21日)

[【IASB】2021年5月のIASB会議の事前会議要約（DTT作成）が掲載されました。](#)

2021年5月24日 - 27日に開催されるビデオ会議では、以下を含むトピックを議論する予定です。

■ [のれん及び減損](#)

(スタッフの提案)

- 当プロジェクトの目的及び範囲を再検討し、ディスカッション・ペーパーに含まれるすべてのトピックを1つのプロジェクトに含めるべきか決定する。
- のれん償却の再導入に関する審議を優先する（他の決定にも影響するため）。

■ [資本の特徴を有する金融商品](#)

(スタッフの提案)

- 金融商品である請求権をその性質及び優先度の違いを反映した方法で分類する。
- 少なくとも、担保付金融商品と無担保金融商品、契約上劣後する金融商品と劣後しない金融商品、及び親会社の発行／保有する金融商品と子会社の発行／保有する金融商品を区別する。
- 清算時の特定の金融商品のリスクとリターンに関する情報を提供する。

■ [動的リスク管理](#)（暫定決定の予定なし）

(スタッフの提案)

- 今後のステップ及び予想されるスケジュール（2021年第3四半期より2022年第1四半期にかけて個別論点を議論の後、2022年上半期にプロジェクト方針を決定予定）

■ [IFRS第17号「保険契約」を最初に適用する際の認識の中止を行った金融商品の会計処理](#)

(スタッフの提案)

- IFRS第17号の狭い範囲の修正を提案する。

詳細なアジェンダは[こちら](#)

スタッフ・ペーパーは[こちら](#)（IASBのウェブサイト）

なお、IASBによる当会議の議事録（IASB Update）は、[こちら](#)（IASBのウェブサイト）に掲載され、ASBJによるIASB Updateの日本語訳は、[こちら](#)（ASBJのウェブサイト）に掲載されています。

[今月の記事一覧へ](#)

◆ワーク・プラン

(2021年5月28日)

[【IASB】IASBがワーク・プランを更新しました - 変更点の分析（2021年5月の会議）](#)

2021年5月のIASB会議の結果を受けて、ワーク・プランが変更されました。

< 主な変更点 >

■ メンテナンス・プロジェクト

- IAS第12号「法人所得税」：基準修正の公表を受け削除
- セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債：プロジェクトの方針決定を2021年第3四半期に予定

■ リサーチ・プロジェクト

- のれんと減損：プロジェクトの方針決定の見込みを 2021 年第 3 四半期に変更
- IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、第 11 号「共同支配の取決め」及び第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー：情報要請に対するフィードバックを 2021 年 7 月の会議で協議予定

ワーク・プランは[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

◆ コンバージェンス

（2021 年 5 月 21 日）

[【ASBJ】第 457 回企業会計基準委員会の概要（IASB ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」、IASB 情報要請「第 3 次アジェンダ協議」及び投資信託の時価の算定に関する取扱いを含む）が公表されました。](#)

ASBJ は、2021 年 5 月 18 日に開催された第 457 回企業会計基準委員会の審議資料を公表しました。

以下を含む検討が行われました。

- IASB ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」の概要、コメント対応を行うにあたってのアウトリーチの進め方の案及び事務局の現時点での主要な気付き事項の説明、並びに第 108 回 ASAF 対応専門委員会における検討状況も踏まえた審議
- IASB 情報要請「第 3 次アジェンダ協議」の概要の説明、及び第 110 回 ASAF 対応専門委員会における検討状況も踏まえた審議
- 投資信託の時価の算定に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応についての説明、及び第 167 回金融商品専門委員会における検討状況を踏まえた審議

[今月の記事一覧へ](#)

（2021 年 5 月 10 日）

[【ASBJ】第 456 回企業会計基準委員会の概要（投資信託の時価の算定、及び IASB 情報要請「IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビューを含む）が公表されました。](#)

ASBJ は、2021 年 4 月 30 日に開催された第 456 回企業会計基準委員会の審議資料を公表しました。

以下を含む検討が行われました。

- 投資信託の時価の算定に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応の更新（これまで対応が未了であったコメントへの対応の追加を含む）の説明、及び第 166 回金融商品専門委員会（2021 年 4 月 23 日開催）における検討状況を踏まえた審議
- IASB が公表した情報要請「IFRS 第 10 号『連結財務諸表』、IFRS 第 11 号『共同支配の取決め』及び IFRS 第 12 号『他の企業への関与の開示』の適用後レビュー」に関して、利用者、作成者及び監査人に対するアウトリーチの実施結果を踏まえたコメントの文案の審議

[今月の記事一覧へ](#)

< 凡例 >

略称	正式名称
AAOIFI	イスラム金融機関会計監査機構 (Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institution)
AASB	オーストラリア会計基準審議会 (Australian Accounting Standards Board)
ABAF	ベルギー財務アナリスト協会 (Association Belge des Analystes Financiers)
Accountancy Europe	欧州会計士連盟 (Accountancy Europe)
AcSB	カナダ会計基準審議会 (Canadian Accounting Standards Board)
AIAF	イタリア金融アナリスト・コンサルタント協会 (Associazione Italiana degli Analisti e Consulenti Finanziari)
AICPA	米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants)
ANC	フランス国家会計基準局 (Autorité des Normes Comptables)
AOSSG	アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (Asian-Oceanian Standard Setters Group)
ARC	会計規制委員会 (Accounting Regulatory Committee)
ASAF	会計基準アドバイザリー・フォーラム (Accounting Standards Advisory Forum)
ASBJ	企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan)
ASCG	ドイツ会計基準委員会 (Accounting Standards Committee of Germany)
BCBS	バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)
BEIS	英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (UK Department for Business, Energy and Industrial Strategy)
BIS	国際決済銀行 (Bank for International Settlements)
CAQ	監査品質センター (Center for Audit Quality)
CDP	気候開示プロジェクト (Carbon Disclosure Project)
CDSB	気候変動開示基準委員会 (Climate Disclosure Standards Board)
CFA	CFA 協会認定証券アナリスト (Chartered Financial Analyst)
CMAC	資本市場諮問委員会 (Capital Market Advisory Committee)
DPOC	デュープロセス監視委員会 (Due Process Oversight Committee)
DTT (又は) デロイト (※)	デロイト トウシュ トーマツ (Deloitte Touche Tohmatsu)
EAA	欧州会計学会 (European Accounting Association)
EBA	欧州銀行監督機構 (European Banking Authority)
EC	欧州委員会 (European Commission)
ECB	欧州中央銀行 (European Central Bank)
ECON	経済通貨委員会 (Committee on Economic and Monetary Affairs)
EDTF	開示強化タスクフォース (Enhanced Disclosure Task Force)
EEG	新興経済グループ (Emerging Economic Group)
EFFAS	欧州証券アナリスト協会連合会 (European Federation of Financial Analysts Societies)
EFRAG	欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group)
EIOPA	欧州保険・年金監督機構 (European Insurance and Occupational Pensions Authority)

ESAs	欧州監督機構 (European Supervisory Authorities)
ESMA	欧州証券市場監督局 (European Securities and Markets Authority)
ESRB	欧州システミック・リスク理事会 (European Systemic Risk Board)
FAP	タイ会計士連盟 (Federation of Accounting Professions)
FASB	財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board)
FCA	金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority)
FDIC	米連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation)
FinREC	財務報告執行委員会 (Financial Reporting Executive Committee)
FRB	連邦準備制度理事会 (Board of Governors of the Federal Reserve System)
FRC	英国財務報告評議会 (Financial Reporting Council)
FSA	金融庁 (Financial Services Agency)
FSB	金融安定理事会 (Financial Stability Board)
FSI	金融安定研究所 (Financial Stability Institute)
GPF	世界作成者フォーラム (Global Preparers Forum)
GPPC	6大会計事務所ネットワークによるグローバル・パブリック・ポリシー委員会 (Global Public Policy Committee)
GRI	グローバル・レポートニング・イニシアティブ (Global Reporting Initiative)
HKICPA	香港会計士協会 (Hong Kong Institute of CPAs)
IAASB	国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board)
IAIS	保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors)
IASB	国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board)
IBA	ICE ベンチマーク・アドミニストレーション (ICE Benchmark Administration)
ICAEW	イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales)
ICAI	インド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants of India)
ICAS	スコットランド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accounting of Scotland)
ICE	インターコンチネンタル取引所 (Intercontinental Exchange)
ICPAK	ケニア公認会計士協会 (Institute of Certified Public Accountants of Kenya)
IFAC	国際会計士連盟 (International Federation of Accountants)
IFASS	会計基準設定主体国際フォーラム (International Forum of Accounting Standard Setters)
IFIAR	監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators)
IFRS Advisory Council	IFRS 諮問会議 (IFRS Advisory Council)
IFRS Foundation	IFRS 財団 (IFRS Foundation)
IFRS Foundation Trustees	IFRS 財団の評議員会 (IFRS Foundation Trustees)
IFRS IC	IFRS 解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee)
IIGCC	気候変動に関する機関投資家グループ (Institutional Investors Group on Climate Change)
IIRC	国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council)

IOSCO	証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions)
IPTF	国際実務タスクフォース (International Practices Task Force)
ISAR	国際会計・報告基準専門家政府間作業部会 (Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting)
ISSB	国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board)
IVSC	国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council)
JICPA	日本公認会計士協会 (Japanese Institute of Certified Public Accountants)
KASB	韓国会計基準委員会 (Korea Accounting Standards Board)
MASB	マレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting Standards Board)
NCUA	全米信用組合管理機構 (National Credit Union Administration)
OCC	米通貨監督庁 (Office of the Comptroller of the Currency)
OIC	イタリア会計基準設定主体 (Organismo Italiano di Contabilità)
PAFA	汎アフリカ会計士協会 (Pan African Federation of Accountants)
PIOB	公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board)
PRA	英国健全性監督機構 (Prudential Regulatory Authority)
SASB	米国サステナビリティ会計基準審議会 (Sustainability Accounting Standards Board)
TCFD	気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate related Financial Disclosures)
UKEB	英国エンドースメント審議会 (UK Endorsement Board)
UNCTAD	国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development)
UNEP FI	国連環境計画・金融イニシアティブ (United Nations Environment Programme Finance Initiative)
WEF	世界経済フォーラム (World Economic Forum)
WSS	世界会計基準設定主体 (World Standard-setters)

※ 「DTT (又は) デロイト」は、有限責任監査法人トーマツを含むデロイトのグローバルネットワーク組織を意味するものであり、「トーマツ」は有限責任監査法人トーマツのみを意味しています。

<お問い合わせ先>

有限責任監査法人トーマツ

金融インダストリーグループ

坂田響 (kyo.sakata@tohmatu.co.jp)、中井宏美 (hiromi.nakai@tohmatu.co.jp)、

小口敬 (kei1.oguchi@tohmatu.co.jp)



[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じて Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.